

監査団体名	長野県信用保証協会		NO. 14
監査年月日	平成17年11月1日	所管部局	商工部
監査対象事項	1 補助金(信用保証料補助金) 1,063,738,994 円 2 損失補償(技術力等支援資金損失補償) 48,738,150 円 損失補償の対象融資額		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	1 改革基本方針の実施状況 制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合するとされていますが、所管する中小企業庁はその方針がないとのこと。長野県だけ統合することもできず、全国の状況を見守っている状況です。 2 中小企業金融公庫の信用保険事業の収支は累計で3兆1,301億円(長野県分は294億円)の赤字です。信用補完制度に対する国の支援のあり方が今後大幅に見直される可能性もあることから、運営(財政)基盤の一層の強化を図ることが必要です。 3 平成16年度の代位弁済額は、平成15年度に比べ15%減少したものの116億円に達しています。関係機関の協力を得るなどして審査機能を高め、協会における保証審査等のなお一層の適正化を確保することが望まれます。		
監査団体名	長野県土地改良事業団体連合会		NO. 15
監査年月日	平成17年11月16日	所管部局	農政部
監査対象事項	補助金(241,839,709円) 1 土地改良事業等補助金 (1) 土地改良総合整備事業(調査設計)補助金 31,157,500 円 (2) 土地改良総合整備事業(農村総合整備推進事業)補助金 2,530,000 円 (3) 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 114,600,000 円 (4) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金 22,385,000 円 2 土地改良事業推進対策事業補助金 8,338,000 円 3 換地処分促進対策事業補助金 11,542,000 円 4 土地改良負担金償還平準化資金利子補給金 1,645,209 円 5 土地改良負担金償還助成事業助成金 49,642,000 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	土地改良事業が概ね終了し、当連合会も規模を縮小し、平成18年度までに40%、60人の職員を削減するなど存続に向けて努力しています。 今後は、過去に整備した用排水路の改修・補修が業務の柱になっていくとのことですが、その体系づくりや土地改良区、市町村の期待にどう応えていくかが課題となっています。		
監査団体名	日本赤十字社長野県支部		NO. 16
監査年月日	平成17年11月17日	所管部局	衛生部
監査対象事項	補助金(125,323,920円) 1 公的医療機関特殊診療部門運営費補助金 (1) 長野赤十字上山田病院 4,515,000 円 (2) 川西赤十字病院 18,061,000 円 2 外国籍県民救急医療確保対策事業補助金 諏訪赤十字病院 8,000 円 3 救命救急センター運営事業補助金 長野赤十字病院 48,442,000 円 4 へき地医療拠点病院運営事業補助金 飯山赤十字病院 3,584,000 円 5 重度心身障害者歯科診療施設運営費補助金 長野赤十字病院 908,000 円 6 看護師等養成所運営費補助金 (1) 長野赤十字看護専門学校 17,984,000 円 (2) 諏訪赤十字看護専門学校 17,922,000 円 7 病院内保育所運営費補助金 長野赤十字病院 2,423,000 円 8 献血推進事業補助金 長野県赤十字血液センター 800,000 円 9 赤十字センター設備整備事業補助金 長野県赤十字血液センター 2,208,000 円 10 精神科救急医療整備事業補助金 長野赤十字病院 8,468,920 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	財団法人長野県建築住宅センター		NO. 17
監査年月日	平成17年12月9日	所管部局	住宅部
監査対象事項	補助金(長野県建築住宅センター運営事業補助金)		17,326,107 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況            建築確認検査業務が民間参入可能となり、「平成17年度末で県職員派遣及び運営費補助の廃止」を求められていましたが、平成16年度末で県職員派遣を縮減し、運営費補助を繰上げ廃止しています。            県行政を補完して実施している公益事業の定期報告制度普及啓発事業等は収益の一部を還元して実施していきっていますが、公益事業実施に必要として地方事務所建築課職員55名が次長や指導員として兼任しています。            今後、公益法人としての存在意義について建築確認検査業務の事業割合や制度のあり方、さらには公益事業を含めた県の対応により再検討していくとしています。</p> <p>2 耐震性検査            耐震強度偽装問題が発生してから速やかに耐震性検査プログラムソフトの購入と過去3年間の検証方針を示され、マンション、ホテル29件について再計算されると伺っております。結果を出来るだけ早くホームページ等で公開してください。            また、今後の建築確認検査、構造計算のあり方について県民の期待に応える方策を実行してください。</p> <p>3 品質管理体制の強化            団体は建築確認検査業務の他、住宅の性能保証業務や性能評価業務等重要な事業を実施しています。このため、弁護士や大学教授を構成員とする監視委員会を年4回開催し、監視してきたことは評価します。            今後、耐震強度偽装問題を契機に抜本的な法令等の改正が予想されますので研修の充実や内部検査体制の強化を進め、県民の期待に応えてください。</p>		
(2) 書面監査			
監査団体名	財団法人長野県林業用苗木安定基金協会		NO. 18
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	林務部
監査対象事項	出えん金		30,000,000 円
監査結果	検討事項 評議員及び評議員会の設置 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づく「評議員及び評議員会」が設置されていません。広く県民の意見を求めるとの観点から、その設置についての検討を進めてください。		
監査団体名	財団法人長野県生活衛生営業指導センター		NO. 19
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	衛生部
監査対象事項	1 出えん金 2 補助金(20,205,474円) (1) 生活衛生関係営業経営指導事業費補助金 (2) 生活衛生営業振興事業補助金	5,000,000 円 16,964,474 円 3,241,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
監査団体名	長野県漁業信用基金協会		NO. 20
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	農政部
監査対象事項	出資金		22,900,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
監査団体名	社団法人長野県農業担い手育成基金		NO. 21
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	農政部
監査対象事項	1 補助金(新規就農総合対策事業補助金) 2 貸付金(就農支援資金貸付金)	11,101,445 円 108,000,000 円	
監査結果	指導事項 1 県貸付金の有効活用		

監査結果	就農支援資金の新規利用が低調であり、貸付残高においても減少傾向にあるなど県貸付金が有効活用されていません。 2 貸倒引当金の設定 当該貸付金に貸倒引当金が設定されていませんが、現状において延滞もあるので、所要の貸倒引当金を計上できるように会計処理規程の整備を図る必要があります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査団体名	長野県農業信用基金協会	NO. 22
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局 農政部
監査対象事項	1 補助金(448,288円) (1) 同和地域農業経営資金融資債務保証料補助金 272,655 円 (2) 同和地域農地等取得資金融資債務保証料補助金 175,633 円 2 貸付金(農業経営改善促進資金貸付金) 31,250,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	社会福祉法人信濃整肢療護園	NO. 23
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局 社会部
監査対象事項	1 補助金(社会福祉施設等整備事業補助金) 22,442,000 円 2 損失補償(稲荷山療護園建設資金借入金) 380,000,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	社会福祉法人信濃医療福祉センター	NO. 24
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局 社会部
監査対象事項	補助金(29,406,115円) 1 社会福祉施設整備事業補助金(肢体不自由児施設) 18,788,000 円 2 社会福祉施設整備事業補助金(重症心身障害児施設) 9,392,000 円 3 社会福祉施設代替職員雇用事業補助金 1,226,115 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	NO. 25
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局 社会部
監査対象事項	委託料(聴覚障害者ライブラリー管理運営委託費) 29,360,408 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	財団法人長野県野菜生産安定基金協会	NO. 26
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局 農政部
監査対象事項	補助金(642,521,098円) 1 野菜生産出荷安定資金造成事業補助金 535,994,500 円 2 特定野菜価格安定資金造成事業補助金 10,946,598 円 3 野菜生産安定資金造成事業補助金 48,000,000 円 4 きのか生産安定資金造成事業補助金 32,580,000 円 5 特産花き生産出荷安定資金造成事業補助金 10,000,000 円 6 重要野菜出荷調整資金造成事業補助金 5,000,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	長野県国民健康保険団体連合会		NO. 27
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	社会部
監査対象事項	補助金 (51,596,800円) 1 長野県国民健康保険団体連合会補助金 4,585,800 円 2 長野県国民健康団体連合会診療報酬審査支払事業補助金 41,800,000 円 3 長野県国民健康保険団体連合会介護保険補助金 5,212,000 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人上田学園		NO. 28
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金 (313,691,104円) 1 学校法人補助金 302,670,000 円 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 10,898,850 円 3 健康診断予防接種事業補助金 122,254 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人外語学園		NO. 29
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金 (225,014,397円) 1 学校法人補助金 (1) 第一高等学校 213,109,000 円 (2) 松本調理師製菓師専門学校 2,381,000 円 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 9,335,550 円 3 健康診断予防接種事業補助金 188,847 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人長野家政学園		NO. 30
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金 (87,804,300円) 1 学校法人補助金 84,140,000 円 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 3,664,300 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人創造学園		NO. 31
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金 (15,536,957円) 1 学校法人補助金 14,655,000 円 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 877,300 円 3 健康診断予防接種事業補助金 4,657 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	千曲バス株式会社		NO. 32
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	企画局
監査対象事項	補助金 (地方バス運行対策費補助金 19,062,000円) 1 生活交通路線維持費補助金 13,230,000 円 2 車両購入費補助金 5,832,000 円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	特定非営利活動法人NPO夢バンク		NO. 33
監査年月日	平成17年11月30日	所管部局	生活環境部
監査対象事項	貸付金(NPOバンク事業資金貸付金)		10,000,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

## 5 所管部局に対する検討事項

長野県における監査対象団体の所管部局に対する検討事項は次のとおりです。

## 検討事項

監査対象団体の監査の結果、監査対象団体の県所管部局が改善を検討する必要があると認められるものについて、検討を求めました。

## (1) 企画局

松本空港ターミナルビル株式会社は、空港利用者の減少により健全経営の見通しが立ったとは言えない状況です。

監査当日も整備不良で3本出航の予定が2本欠航しました。安定運航と増便策が求められ、空港利用者増加策が松本空港ターミナルビル経営に寄与すると考えられます。

県から代表取締役2名(社長(長野県知事)、専務)を派遣し、無利息での借入金(6,592万円)や警備派出所賃貸料(645万円)で支援していることが大きく寄与しています。

経営成績は資本の部の剰余金が1億4,339万余円と法人税等納税後の利益が留保されています。ただし、毎年、税引後の当期利益(平成17年3月期は652万余円)は減少してきています。

財政状態は長期借入金で3億2,532万円あるものの現預金が1億9,581万余円あり、償却前当期利益が5,669万余円あることから長期修繕計画を考慮しても安定しています。

今後、激変する内外の環境変化に県の経営への直接関与が十分適応できるか課題が残り、改革基本方針の達成を遅らせる要因となりかねません。

同社が主体となった活性化事業や近隣市町村参加型の活性化事業が求められていることから、自立に向けた支援策の見直しを検討してください。

## (2) 衛生部

長野赤十字病院に係る重度心身障害者歯科診療施設運営事業補助金の補助基準額の算定において、一般歯科診療と並行して重度心身障害者歯科診療を行っている場合における重度心身障害者歯科診療に要する経費を区分して算定するよう要求していないため、補助金額が不明確です。

補助の趣旨を徹底し、補助基準額を明確に算定できるように補助要綱の改正や運用の見直しを検討してください。

## (3) 商工部

株式会社長野協同データセンターは、重度障害者の多数雇用モデル企業として県も3割の出資を行って平成2年に設立され、情報処理業を営んでいます。改革基本方針においては事業推進に対して積極的に支援するとしていますが、県の障害者多数雇用事業者に対する優先発注制度の強化が十分とはいえません。

また、開発した労働保険料徴収管理システムが全国7箇所の労働局で導入されるなど技術営業力を強化しており、県としても開発したシステムの利用拡大策や優先発注制度の実効ある制度化、障害者民間活用委託訓練実施の助成策充実等を一層推進するための検討をしてください。

## (4) 農政部

財団法人長野県農業開発公社においてこれまでに買い入れてきた保有農地については、農政部においても市町村や市町村農業委員会と共同して積極的な売却を推し進める必要があります。この際、農地価格が低迷しているため、時価に近い価格での売却を行うと、公社において損失の計上や赤字決算を避けることはできないと思われるので、これに対する具体的な支援措置を検討してください。

## (5) 住宅部

財団法人長野県建築住宅センターの理事長は住宅部長が兼務し、監事は会計局会計課長が兼務しています。また、顧問、参与、幹事は建築管理課職員が兼務し、地方事務所では所長が相談役、建築課長と建築ユニットリーダーが次長と指導員として兼務しています。

団体は建築確認検査機関としての事業拡大に対応するため、平成17年3月末に自己資金を基本財産に繰り入れたことから、県の出えん割合が36.8%から21.2%に低下し、監査委員監査の基準となる25%を下回り、自立した法人としての道を歩んでいます。

現状では公益事業も実施していることから一定の兼務はやむをえないとしても、民間検査機関を指導監督する立場にある県(住宅部)の責任者が理事長を兼務することは好ましくありません。監事も実効性ある人材とする必要があります。法令等の改正や公益事業の実施状況に対応して他の兼務についても再検討すべきです。

## (6) 企業局

社団法人長野県地域開発公団の解散に当たり、公団保有の次の残余財産を長野県に寄付されると伺っています。

ア 浅間高原観光開発株式会社の株式 1億5,350万円(額面)と貸付金6,500万円

イ 富士見高原山林 20.9ha 帳簿価額 4億6,721万余円

企業局は、観光開発事業からの撤退を決定しています。価値が大きく減じている浅間高原観光開発株式会社の株式や貸付金を引き継ぐことは、同社の大株主としての責任を今後にも負わされることとなります。このことは、長野県が公団の関連会社の整理を背負い込むこととなります。本来引き継ぐべきではないと監査委員は考えます。

また、富士見高原山林20.9haの平成17年度固定資産税評価額は322万余円です。帳簿価額 4億6,721万余円は時価を反映していません。長野県が寄付を受けるに当たっては、時価で受け入れるべきです。

6 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

所管外郭団体の適正な会計基準の採用と計算書類の公開

外郭団体に対しては、これまで監査の都度、公正妥当な会計基準に準拠した会計規程の整備を指導し、適正な計算書類の作成・公開を要請してきたところですが、多くの団体において改善されていません。

例えば、企業局所管の社団法人長野県地域開発公団は、同団体に対する監査結果の意見の箇所でも記載しましたように、過去の監査で資産・負債の厳格な査定を実施するよう要請したところでしたが実施されず、清算手続において事実上の債務超過が明らかとなり、極めて遺憾です。

計算書類は適正な財産状態や経営状況を示すものでなければなりません。県民や債権者等の利害関係者が財務内容を正しく判断するためだけではなく、経営管理上も迅速かつ適切な意思決定のために、正しい計算書類を作成しなければなりません。

真実かつ明瞭な計算書類を利用者に公開する責任があることを所管部局は認識し、外郭団体を指導してください。

監査委員事務局

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成17年度定期監査の結果に関する報告(第1回)に基づき次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

平成18年2月6日

長野県監査委員 丸山 勝 司  
同 樽川 通 子  
同 東方 久 男  
同 高橋 宏

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
野菜花き試験場佐久支場	<p>生産品売払収入について、平成6年度から平成16年度までの間、次のように著しく不適切な会計処理を行っていたものがあった。</p> <p>1 生産品の一部について、売払い時点における生産品払出票への記載を行わず、収入を農協からの振込用の口座に入金したまま、県の収入として調定せずに滞留させていた。また、中途から、新たな口座を作成して振込先を変更し、それまで使用していた通帳を、収入を滞留させたまま、事務担当者が関与できない支場長のみが管理する通帳としていた。</p> <p>2 当該生産品の売払に係る正確な記録</p>	<p>生産品売払収入の適正処理に向け、次のとおり事務の見直しを行った。</p> <p>1 農産物販売代金の精算方法について、出荷先と協議の上、従来の口座振込から納入通知書払いに変更した。これに伴い、農産物販売代金精算用の通帳は廃止した。</p> <p>2 農産物出荷段階での品目、数量、出荷先等の的確な把握及び販売後における迅速な調定など、農政課作成による「生産物収入に関する会計事務マニュアル」に基づき、適正な事務執行に努めている。</p>

が行われていなかったため、どのような生産品の売払いによるものか確認に時間を要したものがあった。

3 当時の支場長が、予算措置を伴わない設備の改修工事に係る契約を締結し、滞留させていた収入から前払金として業者から一旦支出を行っていた。なお、当該工事については、後任者が着手前に契約を解除して、前払金を回収している。

4 当該収入の全額136万6,226円については、平成16年度に過年度収入として処理したが、その際、証拠となる支場長のみが管理していた通帳は、当時の支場長により廃棄されていた。

松本建設事務所

都市計画街路事業に係る用地買収において、担当者が虚偽の内容による事務処理を行って土地売買及び建物等移転補償契約による支払を進めたため、補償金9,952万1,879円を全額支払ったにもかかわらず、土地が取得できない事態が発生した。

指摘事項を発生させた主な原因は、用地取得事務に係る契約履行の確認が不十分であったことから、監査対象機関だけでなく土木部現地機関に対し、諸会議等を通じて再発防止の周知を図るとともに、以下の改善を行い適切な事務処理に努めることとした。

1 用地費の支出は登記完了後に行い、登記完了前における支

		<p>出の特例を認めないこととした。</p> <p>2 用地取得の完了検査については、必要に応じて用地事務担当以外の職員が行い、事務所内の検査体制を改めることとした。</p> <p>3 年度内に登記完了する見込みのない用地については、予算の繰越手続を行うなど、適切な予算執行に努めることとした。</p>
須坂看護専門学校	<p>授業料及び寮費の納入について、個別調定の上納付書払いとなっているため事務量大きく、事務手続上の不備が生ずる要因ともなっていると考えられるため、口座振替方式の導入を検討すること。</p>	<p>衛生部所管の他の学校の実施方法を参考に以下の見直しを行って事務量の縮減を図る。</p> <p>口座振替については、須坂看護専門学校に導入した場合、事務量の減の効果が生ずるか明確ではないため、引き続き検討したい。</p> <p>1 授業料及び寄宿料の徴収を一括管理業務とすることにより、調定に係る事務量を縮減する。</p> <p>2 寄宿料の徴収を現行の毎月納付から年1回又は年4回の納付とすることにより、調定・収入に伴う事務量の減少に努める。</p>
農業大学校	<p>県と団体が共有している施設の修繕工事について、半額ずつ負担することが双方で確認されており、県の支出負担行為も工事費の半額のみ決議されているにもかかわらず、県と請負業者が工事費全額の契約を締結しているため、契約額と支出負担行為の額が同額となるよう、執行方法について検討すること。</p>	<p>1 工事費総額について、歳出予算として要求するとともに、団体からの負担金を歳入予算に計上し、契約金額総額について、支出負担行為決議を行うように改善する。</p> <p>2 1のとおり予算措置ができない場合は、県が負担すべき金額について、契約を締結し、支出負担行為決議を行うように改善する。</p>

監査委員事務局

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、長野県教育委員会から、平成17年度定期監査の結果に関する報告(第1回)に基づき次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

平成18年2月6日

長野県監査委員 丸山 勝 司  
 同 樽川 通 子  
 同 東方 久 男  
 同 高橋 宏

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
こども支援課	おはなしドキドキぱーく事業において、委託契約書が事業実施終了後に作成されるなどの事務手続上の不備が見受けられるので、事業の本質を踏まえた適正な事務処理が行われるよう、実施要領の事務処理方法や処理手順について見直しを検討すること。	委託契約の事務手続について、財務規則等の規定に従い、適時に適切な事務処理をするよう改善した。

監査委員事務局

公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成18年2月6日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

- 採用予定の教員の種別及び人員  
生活科学科健康栄養専攻所属の栄養指導及び栄養教育担当教授、助教授又は講師1名
- 担当科目  
生活科学科健康栄養専攻専門教育科目(食生活論(食物学を含む)、栄養指導論、栄養指導論実習、公衆栄養学概論、給食実務論、集団給食計画実習、学校栄養教育論、食生活特殊研究、栄養教育実習の指導、栄養教育実習)及び全学共通科目(新入生ゼミナール)
- 応募資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - 専門分野及び関連領域において、次のいずれにも該当する者
    - 大学院修士課程を修了した者又は大学院修士課程を修了した者と同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
    - 大学(短期大学及び高等専門学校を含みます。)等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験(現場での実務経験及び大学院在学期間を含みます。)を有する者
    - 論文等(博士論文及び修士論文を含みます。)の研究業績を5以上有する者又はこれと同等程度の業績を有する者
  - 管理栄養士免許を有する者
  - 短期大学に通勤することができる者
  - 昭和19年4月2日以降に生まれた者
- 採用予定日  
平成18年10月1日
- 応募書類の受付期限及び提出先
  - 受付期限  
平成18年4月28日(金)(郵送による場合は、4月28日までに到達したものに限り受け付けます。)
  - 提出先  
郵便番号 380-8525  
長野市三輪8-49-7  
長野県短期大学

## (3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「健康栄養専攻教員応募関係書類在中」と朱書き、簡易書留等確実な方法により送付してください。

## 6 応募書類

## (1) 履歴書

(2) 研究業績を一覧にまとめた書類(研究業績ごとに、200字程度にまとめた概要を記載した書類を添付してください。)

(3) 主たる研究業績の別刷又は写し

(4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にまとめた書類

(5) 採用後の教育上の抱負について、授業計画を含め2,000字以内にまとめた書類(これまでの教育実績を示す資料があれば添付してください。)

(6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類

(7) 推薦書1通

(8) 照会先(2名)を記載した書類

## 7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います(面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。)

## 8 その他

(1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学生活科学科健康栄養専攻(電話 026-234-1221(代表)、ファクシミリ 026-235-0026)に行ってください。

(3) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育振興課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月6日

長野県稲荷山養護学校長 菲澤久人

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおりです。

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成18年3月31日

(4) 納入場所

長野県稲荷山養護学校

(5) 入札方法

別表の調達番号ごとに行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」又は「物件の買入れ」の欄の等級区分が、別表の調達番号ごとの等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字野高場1795

長野県稲荷山養護学校

電話 026(272)2068

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県稲荷山養護学校 図書室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年2月16日 午後5時(必着)

イ 場所 千曲市大字野高場1795(郵便番号 387-0022)

長野県稲荷山養護学校

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証人又は契約保証金

ア 別表の調達番号1及び2については、規則第144条に規定する契約保証人を立ててください。

イ 別表の調達番号3及び4については、政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

別紙

調達番号	調達区分	調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
1	寄宿舎家具	舎室収納棚 (県内産カラマツ材)	26	平成18年 2月17日 午前10時	「製造の請負」の欄の B以上
		舎室生徒用ベット (県内産カラマツ材)	26		
2	図書・PC教室家具	中書架 (県内産カラマツ材)	2	平成18年 2月17日 午前11時	「製造の請負」の欄の C以上
		低書架 (県内産カラマツ材)	1		
		PC机 (県内産カラマツ材)	3		
		プリンター台 (県内産カラマツ材)	1		
3	厨房物品	料理道具	326	平成18年 2月17日 午後1時	「物件の買入れ」の欄 のB以上
		調理小物	909		
		機器類	14		
		清掃用品	62		
		事務・衛生用品	44		
4	カーテン	ロールスクリーン	271	平成18年 2月17日 午後2時	「物件の買入れ」の欄 のB以上
		ドレープカーテン	8		
		シャワーカーテン	4		

自律教育課

正 誤

平成17年12月5日付け長野県告示第515号「児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部改正」中

ページ 行(箇所) 誤 正  
3 左側下から2 「安曇野市」 「及び安曇野市」

こども支援課